



接続約款変更認可申請書

東相制第 08-151 号  
平成 21 年 2 月 23 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

え べ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(相互接続点の調査)

第10条の3

1～7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(1) 第1種サービス

(2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。)

(相互接続点の調査)

第10条の3

1～7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(1) 第1種サービス

(2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。)

(3) 第3種サービス(10Mbit/s、100Mbit/s又は1Gbit/sの品目のものに限ります。)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。